

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1020010	新ふくい「農ある暮らし」移住特区(不動産業者の農地取得および農地付き住宅を取得する際の、権利移動に係る面積要件の緩和)	農地法第3条第2項第5項及び農地法施行規則第3条の4	農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得すべきを耕作し、農地を効率的に利用すること、取得後の農地の面積が原則として50a(知事が別に定める場合はその面積)以上となること(下限面積要件)となっている。		現在、不動産業者が農地付き住宅の販売(貸付)を目的として農地を農地として取得しようとする。農地法の規定により、対象法人が農業生産法人等に限定されている。また、個人の農地権利取得要件は、取得後の経営面積50a以上(知事特認10a以上)等とされている。これを、特定法人貸付事業実施区域において、不動産業者が農地付き住宅の販売(貸付)を目的とする場合は、不動産業者が一時的に農地を農地として取得し保有できるように農地権利取得対象者の要件を緩和するとともに、農地付き住宅を購入(借入)する移住者については農地権利取得の面積要件を撤廃し、10a未満の小規模な農地でも取得可能とする。	農地の取得対象者の要件を緩和し、不動産業者が農地付き住宅の販売を目的とする場合は、不動産業者が一時的に農地を農地として取得し、所有することを可能とする。併せて、農地付き住宅を購入(借入)する移住者については、農地権利取得の面積要件を撤廃し、10a未満の小規模な農地でも取得可能とする。 提案理由 中山間地域等においては、少子高齢化、人口減少が進み、担い手の不足が農家の継続や地域コミュニティの維持が困難になるなど、耕作放棄地の発生拡大が危惧されている。 一方で、農村へ移住を希望する都市住民には、小規模であっても農地を取得して農業に親しみたいという関心が強い。 不動産業者による、こうしたニーズを捉え、住宅を農地とセットで販売したいという要望がある。 今後は、多様な担い手の参加により、中山間地域等条件不利地における農業を継続していく施策が必要とされている。これを、特定法人貸付事業実施区域において、不動産業者による農地付き住宅の販売が可能となることにより、移住者のニーズにあった様々な形態の農地付き住宅の供給と都市住民への情報発信が民間資本により行われることとなり、中山間地域等の活性化と耕作放棄地の解消が促進される。 代替措置 担い手が指定する特定法人貸付事業実施区域に限定し、支援も強化することにより、優良農地の非効率的な利用を招かないようにすることは十分可能である。 また、不動産業者が農地を一時保有している間は草刈り等の管理を義務付けること等により、農地の荒廃を防ぐことも可能である。 なお、市民農園の利用では、移住者に地域の担い手の一員として主体的に農地維持のための共同作業等に参加してもらうことが困難であり、市民農園以外の耕作放棄地への波及効果が見込めない。 不動産業者に農地の一時保有を認めない場合、不動産業者は農地のあっせんのみとなるため、田から畑への転換や区割りの変更等ができません。移住者のニーズにあった農地の提供ができない。	C	農地法は、不耕作目的や、農業の生産性が低く農業で自立できないような小規模農地の権利移動等を望ましくない権利移動を排除し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に、農地の取得には許可制を採っている。 また、許可の取の要件の1つとして、取得後の農地面積が、原則として50a以上となることを要件(下限面積要件)と不足している地域にあっては、知事の判断で、弾力的に10aまで引き下げることができるとしている。 不動産業者が農地を取得できるようにし、下限面積要件を廃止したりすることは、政策的、資産保有目的など不適切な農地取得につながるおそれがあり、また、高単価で非効率的な農地利用を招くことから、適当ではない。 なお、住宅に付随する小規模な土地が家庭菜園として利用されるなど、住宅の敷地から独立して取引の対象とならない場合は、社会通念上農地法の農地に該当しないものとして、農地法の権利移動の規制の対象外である。							1 0 1 6 0 1 0	福井県	福井県	農林水産省		
1020020	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4の改正	農地法第3条第2項第5項及び農地法施行規則第3条の4	農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得後の農地面積が、原則として50a(知事が別に定める場合はその面積)以上となること(要件)となっている。		新規就農時における農地取得下限面積要件の廃止	農地法は、農地の集積性を確保するとともに、効率的かつ自立した農業経営のため、小規模農地の権利移動を制限し、許可制を採っていることは理解している。 しかし、権利移動の条件となる、農地取得下限面積要件を廃止することが、すべてにおいて著しい農業経営を促進し、非効率的な農地利用を招くとは考えられない。 高齢化の進行や農家の担い手不足は全面的な問題であり、生産地である三次市においても例外ではなく、耕作放棄地も年々増加しているのが現状であります。 三次市は平成19年度において、「確るみよしの農林実証プロジェクト」を設置し、耕作放棄地の復旧策に向けて協議をかかれました。その中でも「耕作放棄地復興地域活動支援」、「学校給食食材専用圃場への復興」、「耕作放棄地復興チャレンジツアー」などに取り組みすることが提唱され、平成20年度において一部予算化したところである。 また、特定農業団体の積極的な推進により、「新規就農者受入拡大事業」として、研修や資金面での支援を行うこととしています。 しかしながら、依然として高齢化や担い手不足は深刻であり、地域の営農組織や新規就農者等新たな担い手の育成が求められています。特に新規就農者については、生産技術の習得や、農業機械の導入と必要となる、初期投資の問題をクリアするため、小規模な面積から農業に取り組み、徐々に拡大していく支援も必要です。 U・ターンや定年就業農者・過半数就農者は、将来において地域の担い手となり農地の保全につながる大切な人材と期待されます。こうした新規就農者が参入しやすい環境を整え、耕作放棄地の解消による、有効な土地利用、地域内産物の生産拡大を図るためにも、一定の要件を満たす地域における土地取得下限面積要件の廃止を提案します。	C	農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等を望ましくない権利移動を排除し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制を採っている。 許可の取の要件の1つとして、取得後の農地面積が、原則として50a以上となることを要件(下限面積要件)としているが、平均経営規模の小さな地域や、担い手の不足している地域にあっては、知事の判断で、弾力的に10aまで引き下げることができるとしている。 したがって、新規就農者に限って下限面積要件を廃止することは、適当ではない。						1 0 4 0 4 0	三次市	広島県	農林水産省			
1020030	土地改良法第15条の特例	土地改良法(昭和24年6月6日法律第195号)第15条	土地改良法の行うことができる事業は、その地区内の土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されている(土地改良法第15条)。		現行土地改良法第15条の特例を設け、土地改良法が行うことができる事業を拡大。	前回の提案の結果では、収益を伴う農業活動を土地改良区が実施することは、土地改良区の性格上認められないという回答をいただいたところはあります。 しかしながら、現実として、中山間地域での土地改良区の実情は、償還返済滞りや施設の更新及び維持管理が実施の中心となっています。 また、小規模な農業事業が多く、農業の担い手も高齢化している中で、「担い手不足」、「農地の荒廃(耕作放棄地の増加)」、「土地改良事業の減少」などにより、組合員への課金のみでは運営費が不足しており、この不足分を課金に求めることができない状況です。三次市からの運営助金も、徐々に活動が滞っているのが現状です。 このように土地改良区は、土地改良事業の性格に基づく強い公共的性格・機能を果たしていることから、その事業範囲を、土地改良事業を適切に実施する観点から、土地改良区の機能の下で行うことが不可欠な土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されている。 したがって、このような土地改良区の性格上、農業者の受託及び農地の科貸等を土地改良区が実施することは、意利を目的としない場合であっても、認められるべきではない。	C	土地改良区は、事業施行に当たって当該地域内で事業参加資格を有する農業者等の3分の2以上の同意を得た上で、都道府県知事等の認可を受け設立されるものであり、その際、不同意者も含めて当該地区内の事業参加資格者全員が「組合員」となる強制的加入制が採られている。 また、事業実施に必要な費用については、組合員への課金によることを前提としており、事業実施より損失が生じた場合にも最終的には課金金として組合員の負担となるものである。また、課金者に対しては、強制取組も付与されているところである。 このように土地改良区は、土地改良事業の性格に基づく強い公共的性格・機能を果たしていることから、その事業範囲を、土地改良事業を適切に実施する観点から、土地改良区の機能の下で行うことが不可欠な土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されている。 したがって、このような土地改良区の性格上、農業者の受託及び農地の科貸等を土地改良区が実施することは、意利を目的としない場合であっても、認められるべきではない。					1 0 4 0 5 0	三次市	広島県	農林水産省				
1020040	高知県の実験施設現場において害虫防除にその地域に産する土着天敵を利用しやすいための施策(天敵特区)	農林水産省「環境5年告示第一号(平成15年3月4日)(一)	天敵は使用場所と同一の都道府県(離島の場合は当該島内)において採取されたものであり、農業取締法第2条における農林水産大臣の登録が不要な特定農薬として定められている(平成15年3月4日農林水産省「環境5年告示第一号」)。さらに、他の都道府県(離島の場合は当該島内)において当該天敵が使用されることのないよう、当該天敵の増殖が行われないよう指導している。		農薬取締法で規定される特定農薬の内、農水省環境省告示では天敵については使用場所と同一の都道府県内で採取されたものとされているが、高知県内で採取され人工的に増殖されたものを高知県内に限って無償で配付利用する場合は、特定農薬として取り扱ってほしい。	高知県は施設園芸が盛んであり、ここでは害虫防除に天敵を利用することを中心とした総合的害虫管理(IPM)の体系を導入する農家の割合が多く、ナス栽培面積の29%、ピーマン・シシトウの58%になっている(高知県環境農業推進課、平成19年)。現在日本で再販されている天敵資材は、大半が外国産であるが、外国産からは必ず天敵の寿命に期待がかけられている。法律では同一都道府県内で採集した土着天敵を害虫防除に利用することは特定農薬として扱われ、農薬登録の必要はないとされているが、人工的に増殖して利用する場合は登録が必要とされている。日本で農薬登録がなされていない土着天敵の代表種としてアザミウマ類を捕獲するタイリクヒメハナガムシの場合、10a当たり1000頭取付が標準とされている。これに相当する量のメス個体を農薬事業者が野外で採取することは困難であり、特定農薬又は補助的有害虫防除剤として扱ってほしい。しかし、実験等も維持している土着天敵施設園芸害虫防除のために農家に無償で配付し、天敵増殖キットなどを用いて農家の手で増殖する事ができれば、防除に必要な個体数を確保でき、農家の防除材料購入費用の削減にもつながる。このように高知県の施設園芸の現場において県内に産する天敵をより効果的に利用できるように、本県を天敵特区として扱っていただくことが本事業の目的である。高知県における生物農薬の出荷額は都道府県で第一位(農薬要覧2006)であり、生産者の土着天敵の利用の期待も大きく、実験栽培施設園芸で積極的に天敵を採取する生産者も増加している。天敵特区が認められれば高知県農業の活性化につながり、環境保全型農業を推進するモデル事業になりうる。	B-1	特区内に限らず、全国において、ある都道府県において増殖させた天敵が、当該都道府県外に配布・使用されたい内容を実験の年度に実施できることを前提として使用するすることを認める方向で検討する。 具体的には、本年度中に天敵の増殖方法や天敵の配布・使用実地について調査を行い、調査の結果安全性が確認されれば、所定の対応について検討する。							1 0 8 0 1 0	(国) 高知大学	高知県	農林水産省 環境省		
1020050	農地の一時的転用期間の延長	農地法第4条第1項、第2項第1号、農地法施行令第1条の10第1項第1号「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付12農改B第404号農林水産事務次官通知)第3の1の(1)の①のア	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4a超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。 農用地区域内の農地の転用は、4a超の場合に限って例外的に許可。 ・土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供する場合 ・農用地利用計画において指定された用途(農業施設用地等)に供する場合 ・仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する場合かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること (農地法関係事務に係る処理基準について)(平成12年6月1日付12農改B第404号農林水産事務次官通知)において、一時的な利用の期間を3年以内と規定。		農地の一時的転用は、「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日)事務次官通知により農業振興地域整備計画に支障を及ぼさないことを担保する観点から3年以内とされているが、10年以内などの期間の延長ができないものか。 本市は、有明海に臨し、半分近くが江戸時代から遠海の手廻を干拓して出来た土地である。そのため、治水や利水のため延長約930mのゲリクが縦横に走り、独特の景観を築いている。以前は毎年地中でクレーンの浚渫を行い、その浚渫土(泥土)は農地へ還元し、肥料として活用を行ってきたが、近年、生活様式の変化等により空き缶や破れビン等が含まれ、農地還元が出来なくなっている。 市としては、住民の要望により治水、利水の需から浚渫を行っているが、前述のとおり農地還元が出来ないため、浚渫土の保管場所(農地が発生するため)宅地から離れた地元の人所有農地を借り上げている状況にある。 特に平成19年度から始まった「農地・水・環境保全対策事業」により集落ごとの活動が活性化し、地域をみるのみがなくなり、泥土の量が減り、農地が回復している。 農地所有者は、地元のため、やむなく泥土の貯蔵場として承認されているが、将来的には農地として利用する意思があり、市として長期的な観点から借り上げ地のなし簡易的な宅地化を望んでいるため、完全転用ではなく一時的転用で対応している状況である。 泥土は有害物質には活用を検討しているが、前述のとおり様々なものが含まれているため、活用範囲も狭く、一時的転用の年では困難なため、10年に延長することを提案するものである。	C	農業振興地域内での農地転用区域は、相当長期にわたり農地として利用すべき土地として、市町村農振整備計画の農地利用計画において定められた土地であり、農用地区域内においては原則として転用を認めていない。しかしながら一時的な転用にあっては、市町村農振整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から期間を3年以上に限定して、例外的に認めている。 このため、農用地区域内農地の一時的転用の期間を延長することは、農地として利用しない期間を長期化させることとなり、市町村農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあることから適当ではない。						1 0 1 0 1 0	柳川市	福岡県	農林水産省				

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請).xls

Table with 14 columns: 管理コード, 要望事項 (事項名), 該当法令等, 制度の現状, 拡大提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称, 求める措置の具体的内容, 具体的事業の実施内容・提案理由, 措置の種類, 措置の内容, 各府省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 「措置の分類」の見直し, 「措置の内容」の見直し, 各府省庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, プロジェクト名, 提案事項管理, 提案主体名, 都道府県, 制度の所管・関係官庁

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 の分類」 の見直し	「措置 の内容」 の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回 答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェ クト名	提案 者 事項 管	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1020120	添加物の軽減による食品リサイクルと食の安全の両立	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年4月11日法律第35号) 第23条	食品残さを利用した飼料については、「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」を策出し、原料の収集、製造に関する指導を行っているところであるが、食品添加物の使用量等については特に定めはない。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(第八三号) 第2条3項の「食品循環資源」の定義に關して、「一定量以上の添加物を使用した食品を除くもの」という趣旨を付け加える。	現在コンビニエンスストア及びスーパーでは廃棄物(期限切れ食品・弁当・おにぎり等)を回収し加工した上で飼料としているが、回収された食品には一定量の添加物が含まれているものがある。廃棄物の排出抑制の観点からは望ましい取り組みであるが、こうした添加物入った食品廃棄物をリサイクルにより飼料として再利用していくと、それを食べる豚・牛の体内に添加物が蓄積されることが示唆される。こういった飼料を使用した豚・牛等の肉をまた弁当に使用することにより厚生労働省の定める食品への添加物使用量を上回る危険性が高くなる。	C	こうした問題を解消するため、リサイクルのプロセスにのる食品を無添加のもの、(ないし、添加物の使用量が一定程度低いと認められるもの)、に限定することを提言する。これにより、飼料を食べた豚・牛等の肉自体に添加物が蓄積することを防ぐことで、消費者に安全性の観点から認められた添加物の基準を満たした食品が届けられることになり、廃棄物の抑制と、昨今、消費者の関心の高い「食の安全性」を両立することができると考える。					C						個人	東京都	農林水産省	
1020130	農地転用規制の緩和	農地法第3条	耕作目的で農地を取得する場合は、農地法第3条の許可が必要であり、農地を農地以外のものにするため農地を取得する場合は、農地法第4、5条に基づく転用の許可が必要。	農地(主として水田)において微細藻類(水生光合成微生物)の培養を行うため農地の転用を認めて頂きたい	新しく農事組合法人として休耕田や遊休農地施設の活用を通じて地方農業の活性化を志し続けたところである。但し、地域の活性化は農業生産だけに頼って成り立つものではない。地域の持つ特性や新しい発想を加味したその地域の創生を結果する必要があると感じている。その発想の1つが微細藻を活用する新しい農法の確立でありその実現に取り組みたい。	E	一般的に、農地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培する場合は、農地を耕作目的で利用するものと捉えられ、このような利用をするため農地を取得する場合は、農地法第3条の対象となり、農地転用には当たらない。					D						農事組合法人 日本新産品開発組合	東京都	農林水産省	